

Ⅱ 平成21年度予算案のポイント

雇用状況の改善のための緊急対策の推進

世界金融危機は実体経済にも深刻な影響を及ぼしてきており、雇用状況は悪化している。このような状況の中で、昨今、派遣労働者等の雇止め・解雇、新卒者の内定取消しなど、更に深刻な問題が生じており、今後、一層の雇用の悪化が懸念される。

このため、雇用の場の拡大のための各般の施策を講ずるとともに、労働者の雇用の維持、再就職支援、生活保障のための対策に万全を期する。また、若者、女性、高齢者、障害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援策、地域雇用対策の充実や人材面からの中小企業支援等を強力に進める。

1 住宅・生活対策

255億円（1.5億円）

<主な事業>

○ 住居を喪失した離職者及び不安定就労者に対する住居・就労支援対策の推進 255億円

- ・社員寮の退去を余儀なくされた離職者等に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等、家賃補助費(上限 36 万円)、住宅入居初期費用(上限 50 万円)、生活・就職活動費(上限 100 万円)の貸与を実施する。
- ・離職後も一定期間の入居について配慮するよう事業主へ要請、退去させずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主へ助成(1人当たり4万～6万円、最大6か月)する。

2 雇用維持対策

880億円（191億円）

<主な事業>

○ 中小企業等の雇用維持支援 581億円

- ・休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援し、利益をあげられない中で雇用を維持する中小企業へ助成(手当、賃金の4/5(大企業2/3)、3年間300日支給)する。また、派遣労働者や期間工等、継続雇用期間が6か月未満の雇用保険の被保険者等についても対象とする。

○ 派遣先による派遣労働者の雇入れの支援 89億円

- ・派遣可能期間満了前に派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合は50万円)(大企業は半額))する。

○ 解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等 211億円

- ・解雇、雇止め予防等の啓発指導、賃金不払等の事案への迅速・適切な対応、正社員転換の指導等労働条件問題に係る相談を強化する。

<主な事業>

○ 年長フリーター等の雇用機会の確保 **220億円**

- ・年長フリーター等(25歳～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業1人100万円、大企業50万円)することにより、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。

○ 中小企業の就職困難者の雇入れに対する支援 **626億円**

- ・高齢者、障害者、母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる中小企業に対して、手厚い支援を実施する。また、中小企業における各種助成金の利用に係る負担の軽減のため、相談支援を強化する。

○ ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充 **48億円**

- ・非正規労働者のための就労支援拠点として大都市圏に設置する「非正規労働者就労支援センター」において、安定就職に向けた様々な支援をワンストップで提供するとともに、非正規労働者就労支援センター未設置の府県の主要なハローワークにおいても同様のサービスを実施する。
- ・雇用失業情勢の厳しい地域のハローワークにおける求人開拓体制を強化する。

○ 訓練期間中の経済的支援等の実施 **35億円**

- ・ジョブ・カード制度の雇用型訓練における参加協力企業に対する助成(助成率3/4(大企業は2/3)等)や、職業訓練期間中の生活保障給付(10万円/月)を実施する。
- ・有期実習型訓練修了者を常用雇用する事業主に対して奨励金(1人100万円(大企業は50万円))を支給する。

○ 雇用失業情勢が厳しい地域に対する支援の強化 **89億円**

- ・地域貢献活動分野で活動を行う法人等における雇用機会開拓の実施や、雇用失業情勢が厳しい地域における創業等雇用創造に資する取組に対する支援、道県との共同による就職支援事業を実施する。

○ 離職者訓練の実施規模の拡充等 **241億円**

- ・失業者の増大に備え、離職者訓練の定員を大幅に増加。雇用の受け皿として期待できる分野(介護分野等)での安定雇用に向けて、長期間の訓練を拡充する。

○ 中小企業の子育て支援促進 **31億円**

- ・育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合の中小企業事業主に対する助成金(育児休業:1人目100万円、2人目以降80万円等)や、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金(助成率:3/4、限度額:40万円(1人当たり)、480万円(1事業主当たり))により支援する。

○ マザーズハローワーク事業の拡充等 **21億円**

- ・ マザーズハローワーク事業について、拠点を拡充(108か所→148か所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施する。

○ 65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援 **109億円**

- ・ 65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主へ助成(大企業50万円、中小企業90万円等)、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援を実施する。

○ 中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援 **12億円**

- ・ 初めて障害者を雇用した中小企業に対する奨励金(100万円)、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のための助成(10人以上の雇用で2000万円支給等)を実施する。

○ 介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実 **152億円**

- ・ 雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ(50万円(年長フリーター等の場合は100万円)に対する助成、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器(移動リフト等)の導入に対する助成(経費の1/2(上限250万円))を実施する。

○ ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化 **16億円**

- ・ 日系人集住地域のハローワークなどにおいて、通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップコーナーの設置等の体制強化、就労のためのスキルが不足している者への研修を実施する。

4 内定取消し問題への対応

7. 6億円(新規)

<主な事業>

○ 内定を取り消された学生等への就職支援の強化 **7億円**

- ・ 企業名の公表も含め、企業に対する指導の徹底、採用内定を取り消された学生等を正規に雇用する事業主に対して奨励金(100万円(大企業50万円))を支給する。
- ・ 雇用調整助成金を活用し、新規学卒者を採用後直ちに教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る事業主を支援(賃金・手当の4/5(大企業2/3))する。

○ 新規学卒者に対する就職支援の強化 **61百万円**

- ・ ものづくり企業・中小企業や介護分野等を中心に地域の企業との就職面接会を実施する。
- ・ 早期の採用選考活動(青田買い)の抑制、新規学卒者の採用枠の拡大について、事業主団体に要請する。

5 雇用保険の給付見直し等

雇用保険制度について、保険料引下げ(1年間)、非正規労働者の適用基準の見直し(雇用見込1年→6か月)、特に再就職が困難な場合の給付日数の60日分延長、契約更新がなされなかった有期契約労働者の受給資格要件の緩和(被保険者期間1年→6か月)など、非正規労働者のセーフティネット機能・再就職支援機能を重点的に強化する。(雇用保険法改正)

(参考)【平成20年度第2次補正予算案】 合計4,048億円

○ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)

都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。

【2,500億円】

○緊急雇用創出事業(仮称)

都道府県に対する交付金により基金を創設し、緊急雇用創出事業(仮称)を実施することにより、失業者の一時的な雇用・就業機会の創出を図る。

【1,500億円】

○住宅・生活対策等

【48億円】

安いで質の高い医療の確保

「安いで希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月)に基づく医師等人材確保対策をはじめとした地域医療の確保など、安いで質の高い医療提供体制の充実を図る。

【参考】

- ・ 医師確保対策の推進 272億円(161億円)
- ・ 救急医療対策の推進 205億円(100億円)

1 医師等人材確保対策の推進

488億円(377億円)

<主な事業>

○ 救急医療を担う医師の支援 20億円

- ・ 救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。《新規》

○ 産科医療を担う医師の支援 28億円

- ・ 地域でお産を支えている産科医の手当への財政的支援を行う。《新規》
- ・ 産科の後期研修医の手当への財政的支援を行う。《新規》

○ へき地医療を担う医師の支援 1.4億円

- ・ へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援を行う。《新規》

○ 医師派遣の推進 42億円

- ・ 医師派遣が円滑に行われるよう、派遣元医療機関、派遣先医療機関及び派遣医師に対する支援を強化する。

○ 勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減 37億円

- ・ 短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制等の導入促進を図るため、導入する病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費を支援する。《一部新規》
- ・ 就労環境の改善等について、効果的な総合対策を行う医療機関に対する財政的支援を行う。《新規》

○ 医師と看護師等の協働・連携の推進 6.4億円

- ・ 医師と看護師等の協働・連携の推進を図るための研修を実施し、医師が本来業務に専念できる体制を構築する。《新規》
- ・ 産科医の負担を軽減し、助産師がチームとして産科医等と連携して活躍できるよう、院内助産所・助産師外来開設のための研修を実施する。

○ 臨床研修病院への支援 13億円

- ・ 医師不足問題が深刻な地域や産科・小児科・救急医療等への貢献を行う臨床研修病院等において、医師の研修派遣及び外部講師の招へいに必要な経費等を支援することにより、臨床研修の質を確保しつつ、研修医の都市集中の是正を促進する。
《一部新規》

○ 補償制度・医療事故における死因究明 4.9億円

- ・ 医師等が萎縮することなく医療を行える環境を整備するため、医療事故における死亡の死因究明・再発防止を行う仕組みを検討する。
- ・ 出産に起因して重度脳性まひとなった者への速やかな補償を行うなど産科医療補償制度(H21.1開始予定)の円滑な運用を促進する。

○ 看護職員の資質の向上と確保対策 98億円

- ・ 新人看護師・新人助産師に対する研修を推進するためのモデル事業を引き続き実施する。
- ・ 多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例普及等の事業を引き続き実施する。
- ・ 看護職員の中長期的な需給見通しについて検討を行う。《新規》

2 地域で支える医療の推進

504億円(371億円)

<主な事業>

○ 救急医療の充実 56億円

- ・ 小児初期救急センターの運営を支援する。《新規》
- ・ 第三次救急医療を担う救命救急センターの整備を推進する。
- ・ 精神科救急医療体制を強化する。

○ 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援 51億円

- ・ 平時から地域全体の医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備する。《新規》

○ ドクターヘリ導入の促進 21億円

- ・ ドクターヘリ事業の推進により、早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図る。

○ 産科医療の確保 50億円

- ・ 地域でお産を支えている産科医の手当への財政的支援を行う。《新規》
- ・ 出生数の少ない地域における産科医療機関の運営などに対する補助を行う。
- ・ 産科の後期研修医の手当への財政的支援を行う。《新規》
- ・ 就労環境の改善等について、効果的な総合対策を行う医療機関に対する財政的支援を行う。《新規》

○ 周産期医療の充実 **13億円**

- ・ 総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置する。《新規》
- ・ 地域周産期母子医療センターの運営を支援する。《新規》

○ 女性医師・看護師等の離職防止・復職支援 **45億円**

- ・ 病院内保育所の運営等に対する補助を行う。

3 医師等と患者・家族の協働の推進 **4.9億円(4.7億円)**

<主な事業>

○ 患者・家族対話の推進 **4.9億円**

- ・ 住民に対する医療の公共性や不確実性に関する認識の普及、医療従事者と国民との間の相互理解の推進等地域における意見交換の場を設置する。《一部新規》
- ・ 軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化などに関する普及啓発等を行う。

4 難病対策の一層の推進 **1,587億円(1,530億円)**

<主な事業>

○ 難病に関する調査・研究の大幅な拡充 **100億円**

- ・ 難治性疾患の診断・治療法の研究開発を促進するため、対象疾患の拡大等事業を大幅に拡充する。

5 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

9兆604億円（8兆6,199億円）

<主な事業>

○ 長寿医療制度、国民健康保険等に係る医療費国庫負担

8兆9,906億円

- ・各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

(参考) 高齢者医療制度については、本年4月からの施行状況を踏まえ、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、補正予算において、きめ細かな改善策を講じることとした。

① 平成20年度第1次補正予算【2,528億円】

- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減(平成20年度分;均等割8.5割軽減、所得割5割軽減)
- ・被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担軽減(9割軽減)の継続
- ・70～74歳の医療費自己負担増(1割→2割)の凍結措置の継続等

② 平成20年度第2次補正予算案【1,215億円】

- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減(平成21年度分;均等割9割軽減、所得割5割軽減)等

○ 医療費適正化に関する施策の推進

488億円

- ・医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導への助成を行う。
- ・医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用への助成を行う。

○ レセプト・オンライン化の推進

31億円

- ・医療サービスの質の向上等を図るため、レセプトを用いた医療費等の分析を行うための体制を整備する。

○ 高齢者医療運営円滑化事業の推進

190億円

- ・従来の特別保健福祉事業については、一般会計において引き続き実施することとし、被用者保険の拠出金負担増の緩和等を図り、高齢者医療制度の円滑な運営を図る。

持続可能で安心できる年金制度の構築

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、平成21年4月から基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。また、年金記録の管理等に対する国民の皆様の不信感を払拭するため、引き続き徹底して迅速かつ効率的に対策を進める。

1 年金国庫負担率の引き上げ

○ 年金給付費国庫負担金 9兆8,593億円

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、平成21年4月から基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。

2 年金記録問題への対応

284億円（298億円）

年金記録の管理等に対する国民の皆様の不信感を払拭するため、コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せなどの対策を引き続き徹底して迅速かつ効率的に進める。

（参考）平成20年度第1次補正予算により、紙台帳等の電子画像データ検索システムの構築等に着手する。 【204億円】

また、平成20年度第2次補正予算案において、不適正な遡及訂正処理の可能性のある年金記録（年金受給者分約2万件）の調査等を行う。

【11億円】

少子化対策の推進

「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月)、「新しい少子化対策について」(平成18年6月)に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」(集中重点期間平成20～22年度)、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

1 地域の子育て支援の推進

6,877億円(6,868億円)

<主な事業>

○ すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 551億円

- ・ 子育て支援拠点の身近な場所への設置と機能拡充を行う。
- ・ 地域の利便性の高い多様な場における一時預かりを推進する。《一部新規》
- ・ 地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成など地域子育て支援を推進する。

○ 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,569億円

- ・ 待機児童解消を目指し、民間保育所における受け入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。
- ・ 家庭的保育(保育ママ)の大幅な拡充を行う。
- ・ 事業所内保育施設に対する助成措置について、助成期間の延長、地域への開放の促進を行う。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に安心こども基金(仮称)を創設する。

【1,000億円(文部科学省分を含む。)】

○ 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

235億円

- ・ 「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ及び放課後子ども教室)を着実に推進する。
- ・ 「新待機児童ゼロ作戦」「5つの安心プラン」を踏まえた、ソフト面、ハード面での支援する。

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

926億円(849億円)

<主な事業>

○ 虐待を受けた子ども等への支援の強化 877億円

- ・ 子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能を強化する。
- ・ ファミリーホームの推進、里親支援体制の充実、児童養護施設等の小規模ケアや自立援助ホームの推進など社会的養護体制を拡充する。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

1, 743億円 (1, 706億円)

<主な事業>

○ 自立のための就業支援等の推進 27億円

- ・ 高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業などの母子家庭の母の就業支援等を推進する。

(参考) 平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。 【1.3億円】

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月) → 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

4 出産等に係る経済的負担の軽減

79億円

- ・ 安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げること等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。

(参考) 平成20年度第2次補正予算案において、妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように、平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。 【790億円】

(参考) 平成20年度第2次補正予算案において、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。 【651億円】

安いで質の高い介護サービス等の確保

安いで質の高い介護サービスの提供のための安定的・効率的な介護保険制度の運営、福祉・介護サービスを担う人材の確保を行うとともに、医療も含めた総合的な認知症対策や介護予防対策等の関連施策を推進する。

1 安いで質の高い介護サービスの確保

2兆976億円（2兆396億円）

<主な事業>

○ 地域における介護基盤の整備 407億円

- ・ 国土交通省との連携による、地域福祉拠点としての公的賃貸住宅団地等の再整備（安心住空間創出プロジェクト）及びケア付き住宅の整備を促進する。
- ・ 入所者に配慮した介護療養病床の介護療養型老人保健施設等への転換整備を重点的に実施する。
- ・ 消防法改正に伴い、既存の認知症高齢者グループホーム等小規模福祉施設に対するスプリンクラーの整備を促進する。

○ 介護報酬等の見直し

- ・ 平成21年4月にプラス3.0%の介護報酬改定を行うことにより、介護従事者等の処遇改善を図る。

（参考）平成20年度第2次補正予算案において、平成21年4月の介護報酬改定等に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する。 【1,154億円】

○ 認知症対策の総合的な推進 39億円

- ・ 認知症疾患医療センターや地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置、就労支援を含めた若年性認知症に関する対策など、認知症の医療と生活の質を高める施策を総合的に推進する。

○ 訪問看護支援事業の実施 3.2億円

- ・ 在宅療養の充実を図るため、広域対応訪問看護ネットワークセンターにおいて、訪問看護の請求事務等の支援等を実施し、訪問看護事業の効率化、規模の拡大を支援する。《新規》

＜主な事業＞

○ 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

- ・ 新たに福祉・介護サービスに従事した者に対する巡回相談及び事業者への助言、実習受入施設のレベル向上のための講習を実施する。《新規》
(セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の中で対応)

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、福祉・介護人材の育成・定着を促進する。

- 1 福祉・介護人材確保のための緊急対策 【205 億円】
 - ・ 学生、教員等に対し福祉・介護の仕事の選択を促すための相談・助言事業
 - ・ 潜在的有資格者等の再就業を促進するための研修事業
 - ・ 複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等事業
 - ・ 職場体験の機会の提供事業
- 2 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充 【320 億円】
 - ・ 介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対して修学資金の貸付けを行う制度について、貸付限度額の引き上げ、返還免除要件の緩和等を実施する。

○ 地域における人材の確保

2.6億円

- ・ 「安心と希望の介護ビジョン」を踏まえ、「高齢者地域活動推進者(コミュニティ・ワーク・コーディネーター)」を年間300人(10年間で3,000人)養成することとし、意欲ある地域の高齢者や住民が、主体的・積極的に活動するための環境を整備する。
- ・ 新たな住民参加型サービス等の担い手を養成し、介護保険制度等社会保障制度と相俟って、市民のための市民による支え合いの基盤を整備する。

○ 介護労働者の確保・定着

159億円

- ・ ハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、関係機関との連携による、潜在的有資格者等の掘り起こし、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施する(「福祉人材確保重点プロジェクト(仮称)」の推進)。《新規》
- ・ 介護業務未経験者の雇入れ等介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援を実施する。

3 地域福祉の再構築

＜主な事業＞

○ 地域福祉の再構築

- ・ 地域において様々な生活課題を抱えている者を早期に発見し、公的な福祉サービスや地域の支え合いなどによって問題解決を図っていくための仕組みを構築する。
(セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の中で対応)

障害者の自立支援の推進

障害者の自立生活を支援するため、良質な障害福祉サービスを確保するとともに、精神障害者の地域生活への移行支援の推進や発達障害者支援施策の更なる拡充を図る。さらに、障害者の職業的自立に向けた就労支援を推進する。

1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

9,878億円(9,652億円)

<主な事業>

○ 良質な障害福祉サービスの確保 5,072億円

- ・平成21年4月に5.1%の障害福祉サービス費用(報酬)の改定を行うことにより、良質な人材の確保、障害福祉サービスの質の向上、事業者の経営基盤の安定等を図る。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業を、平成21年度以降も延長するため、基金の積み増しを行い、事業所支援、新法移行支援、福祉・介護人材確保対策等を実施する。

【855億円】

○ 地域生活支援事業の着実な実施 440億円

- ・障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センター機能強化など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図るとともに、事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

(参考)障害者就業・生活支援センター事業については、「成長力底上げ戦略」の「福祉から雇用へ」推進5か年計画等において、平成23年度までに全障害保健福祉圏域設置を推進していることから、平成21年度より地域生活支援事業から移し替えし、単独事業として実施する。【生活支援部分7億円】

2 精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進

45億円(37億円)

<主な事業>

○ 精神障害者の地域移行・地域定着の推進 17億円

- ・精神障害者の地域移行を推進するために、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院促進や地域定着のための施策の推進

3 発達障害者支援施策の更なる拡充

13億円（11億円）

<主な事業>

○ 発達障害者の地域支援体制の確立 2.4億円

- ・ 発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うための支援体制を充実させる。

4 障害者に対する就労支援の推進

228億円（184億円）

<主な事業>

○ 「工賃倍増5か年計画」の推進 17億円

- ・ 福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、工賃水準の引上げを促進する。